

社会保険

みえ

CONTENTS

日本年金機構 年金事務所

- 従業員50人以下の事業主の皆さまへ 2026年10月1日から短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度が始まります ～保険料調整制度～
- 賞与支払届または賞与不支給報告書を忘れずにご提出ください

VOL.589

全国健康保険協会(協会けんぽ)三重支部

- 『健康経営』に取り組みませんか？
- 健康事業所宣言に加えてさらにチャレンジしたい事業所様はコチラ
- 宣言認定後のサポートについてご紹介

一般財団法人 三重県社会保険協会

- 社会保険制度セミナー(実務講座)のご案内、WEBセミナー動画更新のお知らせ
- ウォーキング大会のお知らせ、健康ゴルフ大会のお知らせ、連泊限定エコプランのご案内
- 年会費改定のお知らせ、口座振替のご案内

行政資料提供／◆日本年金機構 ◆全国健康保険協会三重支部(協会けんぽ)



▶ 三重の風景シリーズ #45: 度会郡大紀町錦向井ヶ浜海水浴場

大紀町唯一の海水浴場は、南国情緒あふれるフェニックスと白浜のビーチ、海上ハウス、木製遊具、休憩所があります！海上にそびえ立つ休憩所「海上ハウス」は、ひときわ目を引く存在で、ここから眺めるエメラルドグリーンの海はまさに絶景です。これだけの素晴らしいロケーションと設備が整っているのに、利用料はなんと無料です！

職場内で回覧をしてください

2026
9

従業員 50 人以下の事業主の皆さまへ
2026年10月1日から短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度が始まります
～保険料調整制度～

○ どんな事業所が対象ですか？

以下の①または②の事業所が対象です。

① 2026年10月1日以降対象となることができる事業所

2026年10月1日以降、**任意特定適用事業所**（労使の合意により、任意で短時間労働者（パート・アルバイトの方）を社会保険の加入対象とした適用事業所）になると、保険料調整制度の対象となります。任意特定適用事業所となるための手続きは裏面をご覧ください。

※2026年9月30日以前に任意特定適用事業所となった事業所は、保険料調整制度の対象外です。

② 2027年10月1日以降、順次対象となる事業所

原則として、今後、社会保険の適用拡大により短時間労働者が加入対象となる事業所が対象です。

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
従業員数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

※従業員数とは、厚生年金の被保険者数（フルタイムの従業員と週の労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員を合計した数）を指します。

○ どんな従業員が対象ですか？

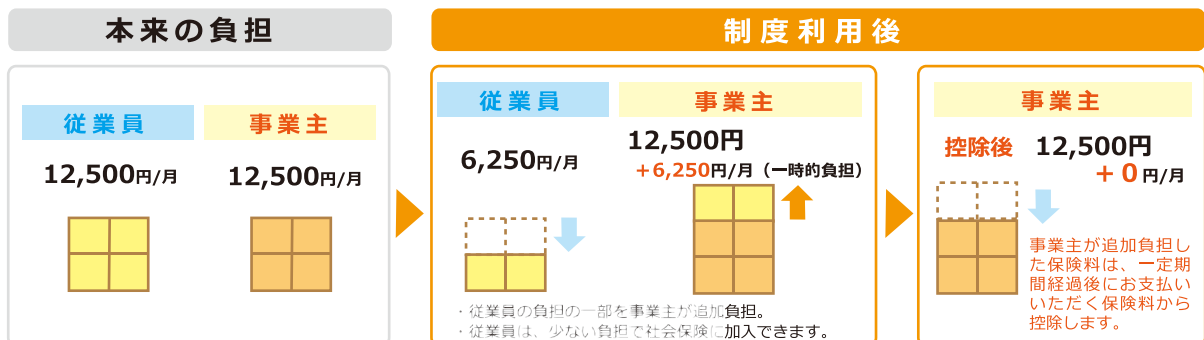
以下の3つの条件にすべて当てはまる短時間労働者が対象です。

① 週の所定労働時間が20時間以上 (フルタイムの3/4未満)	② 月収が13万円未満 (標準報酬月額が12.6万円以下)	③ 学生ではない
---	---	-----------------

○ どのような制度ですか？

新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せず働けるよう、制度の利用から通算3年間、対象となる従業員の社会保険料を軽減します。事業主には軽減分を一時的に負担いただきますが、一定期間経過後にお支払いいただく保険料からその分を全額控除するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。従業員が将来受け取る年金額にも影響はありません。

〈月収8.8万円の従業員に制度を利用した場合のイメージ〉



※保険料額はあくまでイメージであり、実際の額とは異なります。

従業員の負担軽減の割合は月収に応じて異なります。また、制度利用3年目は割合が半減します。

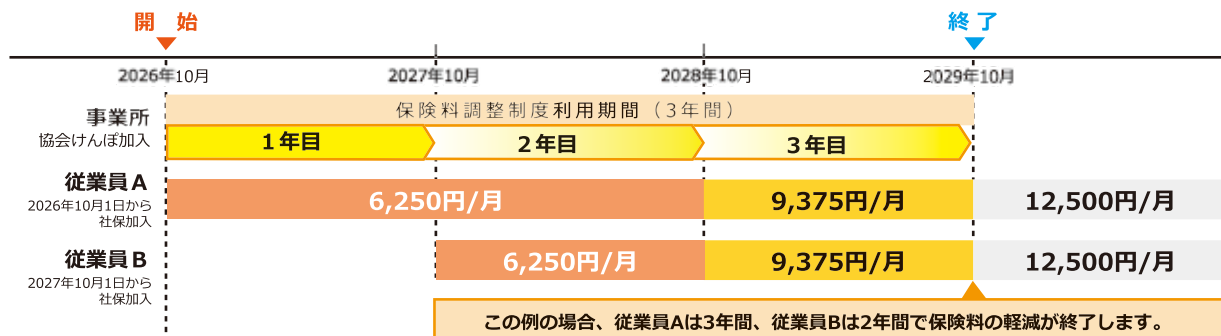
月収 (円) (標準報酬月額)	9.3万未満 (8.8万以下)	9.3～10.1万未満 (9.8万)	10.1～10.7万未満 (10.4万)	10.7～11.4万未満 (11万)	11.4～12.2万未満 (11.8万)	12.2万～13万未満 (12.6万)
従業員：事業主 (1・2年目)	25 : 75	30 : 70	36 : 64	41 : 59	45 : 55	48 : 52
従業員：事業主 (3年目)	37.5 : 62.5	40 : 60	43 : 57	45.5 : 54.5	47.5 : 52.5	49 : 51

〈制度の対象となる従業員が負担する社会保険料のイメージ〉

事業所が制度の利用を開始してから3年が経過した時点で、従業員の保険料の軽減は終了します。

〔2026年10月1日から制度を利用した事業所の例〕

※従業員A、Bの月収(標準報酬月額)は88,000円としています。



○ どのような手続きが必要ですか？

事業所が保険料調整制度の対象となった日から2年以内に、開始申出をする必要があります。

提出物	保険料調整開始申出書
提出方法・提出先	事務センターへ郵送または管轄の年金事務所へ郵送／窓口持参（電子申請不可） ※健康保険組合に加入している場合の提出方法については、各組合にお問い合わせください。

「保険料調整開始申出書」の様式は、日本年金機構ウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hokenryochosei.html>



賞与支払届または賞与不支給報告書を忘れずにご提出ください

被保険者に賞与を支払ったときは、**支給日から5日以内**に「賞与支払届」の提出が必要です。届出の内容は厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となります。賞与を支払ったときは届出漏れがないように注意してください。

なお、日本年金機構に登録している賞与支払予定月に賞与を支払わなかった場合は、「賞与不支給報告書」の提出が必要になります。

〔賞与支払届の記載例〕

〔賞与不支給報告書の記載例〕

●『健康経営®』に取り組みませんか？

エントリー事業所数
拡大中！

健康事業所宣言

1,400社以上の
事業所様に宣言して
いただいております

従業員の健康を考えて、元気に働ける職場づくりを進める「健康経営®」に取り組んでみませんか。

※健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



協会けんぽが全力サポート！

健康事業所宣言 からスタートしよう！

従業員のモチベーションUP

従業員が高い
パフォーマンスを
発揮できる！



企業のブランドイメージUP

従業員の健康を
大切にする企業として
アピールできる！



生産性UP

健康な従業員が
増えると
生産性が向上！



健康経営

たとえばこんな
いいコトが！



離職率の低下

労働環境の良い
企業は人材が
定着しやすい！



／ 宣言された事業所様には／

🎁 **さまざまな特典アリ！**



認定証をお届け！

健康経営優良法人、三重とこわか
健康経営カンパニー（ホワイトみえ）の
認定要件「健康宣言の社内外への発信」
に活用できます。



事業所カルテ 優良事例集



活用
できます

- ・自社の課題の発見に
- ・他社の取り組みを参考に

広報誌なども
お届け！

宣言するには？

「健康事業所宣言申込書」をFAXするだけ！！

● 健康事業所宣言に加えてさらにチャレンジしたい事業所様はコチラ

三重県では、健康経営に取り組む企業を
認定しています！

認定要件や申し込み方法など、詳しくはコチラ



三重とこわか

健康経営カンパニー

Mie Tokowaka Health and Productivity Company

ホワイト
みえ



FAX 059-225-3366

健康事業所宣言申込書

わが社は、従業員一人ひとりが心身ともに元気で働ける会社を目指し、
下記の項目について積極的に取り組むことを宣言します。

必須項目



従業員（被保険者）の健診100%実施を
目指します

※協会けんぽの健診以外で受診する場合は、健診データの
提供および40歳以上の被扶養者にも特定健診の受診
勧奨をお願いします。



協会けんぽの特定保健指導を受ける機会の
提供と、実施率50%以上を目指します

※健診結果が要治療・要精密検査となった方には医療機関
の受診勧奨をお願いします。

選択項目 —1つ以上選択してチェック—



運動機会の促進



心の健康づくり



食生活の改善



適正なアルコール摂取の呼びかけ



受動喫煙対策（禁煙または分煙）

令和 年 月 日

事業所名

〒

所在地

電話番号

協会けんぽ三重支部ホームページ
に事業所名を掲載しない
場合はチェック → ☒

健康保険の記号

番号

--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

お名前

利用規約に同意のうえ、
メルマガ配信を申し込む

利用規約は
コチラ



メールアドレス※

※記載いただくことで、利用規約に同意したとみなします。

● 宣言認定後のサポートについてご紹介

まずは自社の現状の理解 他社の取り組みを参考に

宣言するともらえる事業所（健康度）カルテ・
事例集では、自社の課題、
他社の取り組みを知ることができます。

健康情報の提供

四半期に一度お送りする健康情報誌、
宣言事業所向け限定健康講座から、
健康に関する情報をゲット！
効果的に自社の課題に対処できます。

社会保険事務セミナー（実務講座）のご案内

県下7会場で「実務講座」を開催いたします。

今回は、午前中に雇用保険・労災保険についての講義を行い、午後に年金事務所への手続きに関する講義を行います。

雇用保険、労災保険、健康保険・厚生年金保険（適用関係）について、一度に学べる機会です。

皆様ぜひご参加ください。

桑名会場	10/16 (金)
四日市会場	10/27 (火)
津会場	10/28 (水)
名張会場	10/ 7 (水)
松阪会場	10/20 (金)
志摩会場	10/14 (水)
熊野会場	11/ 4 (水)

雇用保険
労災保険
適用関係

健康保険
厚生年金保険



令和7年度は7会場合計で320人の方にご参加いただきました。



7月に開催のセミナーとは別の資料をご用意してお待ちしております。



※詳細は別添「セミナー案内チラシ」をご参照ください。

WEBセミナー動画（社会保険・労働保険の基礎知識）のご案内

三重県社会保険協会のホームページの会員様用ページで公開しておりますWEBセミナー動画「ライフステージにおける社会保険・労働保険」が2026年版に更新されました。

事業所としての手続きから、被保険者としての手続きまで詳しく解説しておりますので、事務担当者様の基礎知識として、また新しく社会保険事務を担当される方の研修等にご活用いただければ幸いです。



○ 動画視聴に必要な「ユーザー名」「パスワード」が不明な方は、事務局までお問い合わせください。

○ 動画内で使用してる冊子を配付しますので、必要な方はご連絡ください。



社会保険事務セミナー（基礎講座）開催結果



7月に県下7会場で「基礎講座」を開催いたしました。たくさんの事務担当者の方にご参加いただき、皆様熱心に受講され、健康保険・厚生年金保険についての知識を深めました。

ご多忙の中、ご参加いただき誠にありがとうございました。

受講者インタビュー

A事業所 … 算定基礎届をいくつかのパターンを添えて説明してくださったので、理解しやすかった。

B事業所 … とてもわかりやすかったです。Gビズを始めてみようと思います。

C事業所 … 高額療養費、傷病手当金の社員からの問合せが多いので、細かく説明していただき、すぐに役立ちそうです。

D事業所 … 練習問題が勉強になりました。

ウォーキング大会のご案内

10月・11月にウォーキング大会を開催します。

今年度から三重県社会保険協会のウォーキング大会は、支部の枠にとらわれることなく、どの支部のウォーキング大会でもご参加いただけるようになりました。また、昨年度は土曜日のみの開催でしたが、今年度は日曜日も設定しました。

事業所の所在地にかかわらず、日程や行先で選んでいただくことができます。

選択の自由度が高くなったウォーキング大会に、皆様ぜひともご参加ください。

※詳細及びお申込みは別紙をご確認ください。

令和8年度ウォーキング大会日程

主催	日程	行先
津支部	10月17日(土)	大阪城・大阪城公園
四日市支部	10月25日(日)	高野山(和歌山)
尾鷲支部	11月7日(土)	嵐山(京都)
松阪支部	11月15日(日)	宇治(京都)
伊勢支部	11月15日(日)	宇治(京都)

社会保険協会のウォーキング大会は、現地での自由度も高いですよ！
真剣に歩くのはもちろん歩きながら観光・買い物もOK！
道中の食事もしみの一つですね！
さあ、8,000歩目指してGO！



健康ゴルフ大会のご案内

三重県社会保険協会では、会員の皆様の健康保持増進と、親睦を図る目的で「健康ゴルフ大会」を開催いたします。

経験や腕前は問いません。初心者からベテランの方まで、どなたでも大歓迎です。

景品もご用意しておりますので、腕試しと親睦を兼ねて、是非ご参加ください。

本部主催 (県下全域の方がご参加いただけます)

開催日時 令和8年11月20日(金) 午前8時44分スタート

会場 西日本セブンスリーゴルフクラブ
(三重県松阪市嬉野島田町1242-1)

参加資格 三重県社会保険協会 会員事業所様(事業主・従業員)

参加費用 3,000円(当日受付時)【プレー代・飲食代は各自負担】

申込方法 右記の内容を記載のうえ、FAXにてお申し込みください

FAX番号 059-229-6322

事業所記号 又は整理番号	(例: 01-アイウ、02-12345)
事業所名	
事業所住所	
参加者氏名	
生年月日	
性別	
ハンディキャップ	

施設優待事業に「連泊限定エコプラン」が追加されました

施設利用会員証にてご利用いただけます施設利用に「高輪・品川プリンスホテルグループ連泊限定コーポレートエコプラン」が追加されました。

6～9月及び12月限定で、お部屋・バスルームの清掃、アメニティの追加等を不要にすることでお得に連泊できるプランです。

ご利用方法等は、当協会ホームページ内「会員専用ページ」でご確認ください。

今月号の同封チラシ

- 社会保険事務セミナー「実務講座」のご案内・・・・・・ 県下7会場で開催(10月)
- 健康ゴルフ大会のご案内・・・・・・ 四日市支部・尾鷲支部
- ウォーキング大会のご案内・・・・・・ 全支部

● 年会費改定のお知らせ

会員の皆様には、平素より協会運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

一般財団法人三重県社会保険協会は、昭和24年以来、事業主を始め被保険者及びそのご家族の皆様の福祉の向上、健康保持増進を目的とした各種事業と、社会保険制度普及発展並びに円滑な事業運営に寄与するための広報活動に取り組んでまいりました。これらの事業は事業主の皆様から納めていただく会費によって運営されております。

現行の会費年額は、平成2年に改定以降、社会情勢の変化もありましたが、値上げをせず、据え置いたまま現在に至っております。この間、事業の充実等に伴って協会の財政需要も大きくなっていましたが、経費削減などの自助努力を重ねて運営を行ってまいりました。

しかしながら、郵送料や広報誌作成費用、社会保険関係冊子等書籍購入代金の相次ぐ値上げもあり、現在の会費収入では会員の皆様に向けた福利厚生事業等のサービスの維持が難しくなっています。

今後の活動を更に充実・発展させるための財政基盤の確立が喫緊の課題となっている中、令和8年5月に開催された理事会において年会費の見直しについて審議され、令和9年度会費より改定を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

三重県社会保険協会では、令和9年度会費の改定を行うだけでなく、新たな事業実施（ナガシマリゾートの優待等）を検討しております。

引き続き、会員の皆様のご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

被保険者数	会費年額		被保険者数	会費年額	
	現行	改定後		現行	改定後
1人～4人	3,000円	3,600円	200人～499人	18,000円	21,600円
5人～19人	4,000円	4,800円	500人～999人	28,000円	33,600円
20人～49人	5,000円	6,000円	1,000人～1,999人	36,000円	43,200円
50人～99人	9,000円	10,800円	2,000人以上	40,000円	48,000円
100人～199人	12,000円	14,400円			

社会保険協会費の納付は、便利で確実な「口座振替」をご利用ください

- ・口座振替の場合、振替手数料は社会保険協会が負担いたします。
- ・お申込みいただいた場合、令和9年度年会費からの振替になります。（次回振替日は令和9年5月27日）
- ・口座振替をご希望される場合は、三重県社会保険協会事務局へご連絡ください。「預金口座振替依頼書」をお送りいたします。 **tel 059-224-3736**

年金事務所による出張年金相談日

相談場所	相談時間	相談日		相談場所	相談時間	相談日	
		9月	10月			9月	10月
柿安シティホール (桑名市民会館)	10:00～15:00	3	1	鈴鹿商工会議所	10:00～15:00 (12～13時は除く)	9	14
		10	8			—	28
		17	15	亀山市役所	10:00～15:00 (12～13時は除く)	17	15
		—	22				
		—	29	志摩市商工会館	10:00～15:00	10	8
上野商工会議所	10:00～15:00 (12～13時は除く)	10	8	熊野市役所	10:00～14:00	2	7
		—	—	熊野市役所紀和総合支所	10:00～13:00	—	16
名張商工会議所	10:00～15:00 (12～13時は除く)	—	—	御浜町役場	10:00～14:00	9	14
		29	27	紀宝町役場	10:00～14:00	16	21

※桑名市・伊賀市・名張市・鈴鹿市・亀山市・志摩市については、予約による年金相談を行っていますので、ぜひご利用ください。

【お申し込み先】 各年金事務所 お客様相談室までお電話ください。

桑名市 ⇒ 四日市年金事務所 059-353-5515
 伊賀市・名張市・鈴鹿市・亀山市 ⇒ 津年金事務所 059-228-9112
 志摩市 ⇒ 伊勢年金事務所 0596-27-3601